

意見書

平成 21 年 3 月 2 日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長 様

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんばんにごう
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 KDDI株式会社

代表取締役社長兼会長 おの でら ただし 小野寺 正

メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成21年1月29日付け情郵審第11号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

今回申請された平成21年度のNGNの接続料算定については、「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」の結論に基づいて行われたものと理解しております。

なお、平成22年度以降の接続料については、平成20年度終了後に作成・公表される接続会計のデータを用いて改めて算定されるものですが、平成21年度の接続料と大きな乖離が生じた場合には利用者に対して大きな不利益を与える可能性もあることから、プライシング等の考え方については、引き続き検討することが必要であると考えます。

また、NGNは発展段階にあり、技術の進展等に伴って算定方法の見直しや、接続会計に基づいた接続料算定を行う機能の追加が必要となる可能性があります。

NGNはボトルネック設備と一体で構築された第一種指定電気通信設備であることから、予め相互接続を前提として構築されることが適当です。その際、多数の事業者が利用することが想定される機能については、公正競争を促進する観点から適時・適切にアンバンドルを行い、当該機能がインターネット接続機能のようにNGNが本来有しておくべきものである場合には、接続費用についても、ネットワークが本来有すべき機能を備えるための費用として整理すべきです。特に、イーサネット機能については、「平成22年度から接続料を設定することが適当」との見解が示されているところであり、NTT東・西はスケジュールに従って適切に接続料を設定する必要があります。

以上